「あなたの『農地』明日につなげます」

平成29年1月12日(木)【第29号】

# 農地中間管理機構だより

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)　*随時発行*

◆第２９号内容

１　新年のあいさつ
２　機構役員による県内市町村への事業推進について
３　農地中間管理事業審査会（１２月）について
４　県内での取組事例紹介（１９）

## １　新年のあいさつ

明けましておめでとうございます。

農地中間管理事業も４年目を迎えます。

市町村を始め関係者の皆様方は、年明け早々事業推進に御尽力いただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、昨年度の本事業による貸借実績は約１，９００haで、今年度は、３，０００haを目標に推進しておりますが、大変厳しい状況にございます。理由は、地域により違いはありますが、機構集積協力金の交付基準変更の影響や、制度自体が農業者全体に十分周知されていないことも大きいようです。

制度の周知を図ることは最も基本的で重要な仕事でありますが、今年度は１０月までに２９７回、参加人数延べ５，２０１人に対して事業説明会を開催しておりますように、大変な時間と労力を要します。体制を整備するという意味でも、機構が配置している現地駐在員に加え、市町村等でも必要な推進員等を確保していただきたいと思います。

その上で、高齢・後継者不足の農村において、市町村ごとの立地条件を踏まえ、戦略を持って取り組むことにより事業を軌道に乗せる事ができると思います。

機構としましては、今年も、新聞、テレビ等の広報媒体を活用しての効果的なPRを継続するとともに、農地利用最適化推進委員や法人協会との連携、手続の簡素化などを図りながら効率的に業務を執行したいと考えております。

また、機構が借りた農地のほ場整備事業については、農地所有者等の費用負担をなくし、事業実施への同意は不要となる制度を国が検討しており、今後は、この制度を活用することで、農地の出し手の拡大に期待をしているところです。

農地の貸借は机上の計画通りには進みません。農家が、そして地域が納得し、将来の地域農業が発展する方向を見い出しながら、かつスピード感を持って、関係者の皆様方と共に事業を推進してまいる所存でございます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人宮崎県農業振興公社
常務理事　土屋秀二

## ２　機構役員による県内市町村への事業推進について

農地中間管理事業の実績の確保に向け、県と機構は市町村を訪問し、事業の推進を行っております。事業推進の内容としましては、①インセンティブ措置や機構活用のメリットを積極的にＰＲし地域の大部分で機構を活用する機運を醸成する、②法人及び大規模経営体への事業推進、③農業委員会やＪＡ等と連携して今年度後半の貸借について、他の貸借手続きから機構による貸借への誘導④基盤整備事業と機構事業の両部門での連携強化等についての依頼及び意見交換を行っております。意見交換では、「将来の再配分による集約化のためにも機構に預けることが重要である」、「農地利用最適化推進委員の確保に苦労している」、「実績を積み上げるほど事務量が増えるのでマンパワーが不足する」、「未相続農地が大きな課題となっている」、「法人については、シャッフルの段階で次のステップを形にして見せることが重要だ」といった意見が出されました。

今後も引き続き市町村を訪問して意見交換を行い、現場での事業推進が円滑に進むよう対応策を検討していきたいと考えております。

## ３　農地中間管理事業審査会（１２月）について

１２月１６日及び１２月２０日に、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。
今回の審査会では、重点実施地区２１地区での権利設定、並びに個別案件としてリタイアされる農業者や隣接する農地を機構に貸し出される方などの農地を対象として審査を行いました。
また、今回は、２１地区の重点実施地区のうち、６地区が新規地区となっております。

**【農地中間管理権取得等の審査地区】**

◆重点実施地区２１地区（うち新規地区６地区）
（串間市、えびの市、小林市、西都市、木城町、川南町、延岡市、日之影町、高千穂町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　９４．８ha

◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（８０名）
（綾町、日南市、都城市、三股町、小林市、えびの市、西都市、新富町、木城町、川南町、都農町、延岡市、高千穂町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積　３０．３ha

**１２月審査面積　　１２５．１ha**
**平成２８年度審査累計面積　　７８９．９ha**

## ４　県内での取組事例紹介（１９）

第19回目の取組事例紹介は、日南市の「大藤地区」です。

大藤地区は、日南市の北部に位置し、スイートピーを中心に、たばこ、水稲（食用米・飼料稲）、柑橘など旧北郷町管内では最も農業が盛んな地域であります。

当地区は、日南市の中でも比較的若い担い手が多く、現状では荒廃農地等が増加する危惧はありませんが、例外なく確実に農家の高齢化は進展しており、毎年離農者も出てきております。

農地中間管理事業の活用にあたっては、人・農地プラン「大藤地区」エリア内の大藤環境保全向上組合（多面的機能支払交付金事業の活動組織）に対し、数回の事業の説明会を実施しました。

説明会では、将来の担い手への集約と作物の集団化の必要性を説明した上で、機構活用についてのアンケートを地区の回覧板で実施し、更に、担い手農家への個別推進を行い、機構活用による経営体育成支援事業の採択ポイント加算等のメリットを説明しました。

その結果、同エリア面積49.7haのうち約12haの地権者の参加が得られ本事業に取組む事となりました。

今後は、今回の取組を契機に理解の得られた地権者から順次取組を拡大し、また、今回の集積を基盤として離農者の農地や農地利用集積円滑化事業等の借地期間満了農地について、機構による貸借への誘導を行うなど更なる集積・集約化を進めたいと考えております。

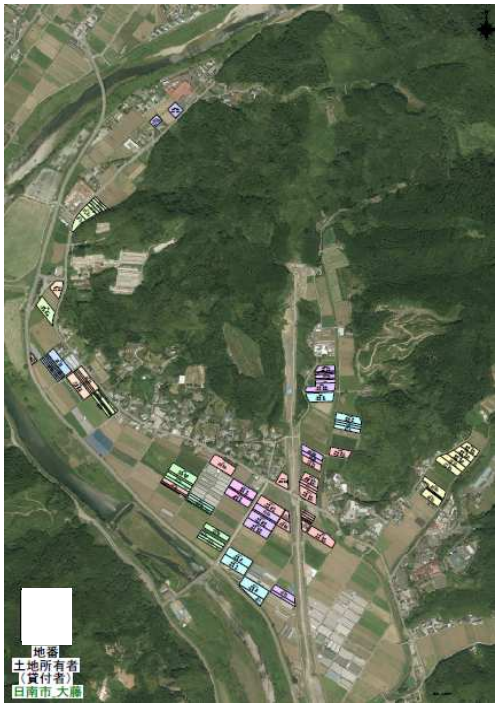

**＜農地第一課より＞**

宮崎県農業法人経営者協会と機構は、昨年締結した協定に基づき協会員の法人に対し、農地中間管理事業に関するアンケート調査及び戸別訪問による事業説明を行っております。

この中で、農地中間管理事業は仕組みが複雑でメリットが感じられないとの認識を持っておられる法人が多いようですが、詳細な説明を受けた法人からは、メリットが多い、農地の集積・集約化に向けて農地中間管理事業を活用したいという意見が多く聞かれます。

地権者や耕作者の理解を得るには時間がかかりますが、何度も丁寧に説明する地道な努力が大切であると思います。

**農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。**
**公益社団法人 宮崎県農業振興公社　農地第一課　電話　0985-78-0210**
**メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp**